

郡山市介護認定審査会運営要領

平成11年10月1日制定

【保健福祉部介護保険課】

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市介護認定審査会規則（平成11年郡山市規則第42号）第4条の規定に基づき、郡山市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の判定に関する制限)

第2条 審査対象者が入院し、入所し、若しくは介護サービスを受けている施設等に所属している委員又は審査対象者の主治医意見書を記載した委員は、当該審査対象者の判定に加わることができない。ただし、当該委員が審査対象者の状況等について意見等を述べることは妨げない。

(再調査後の審査判定)

第3条 会長は、再調査後の審査判定を原則として前回と同一の審査委員会に行わせるものとする。ただし、当該審査委員会を速やかに開催することができない場合は、この限りではない。

(過去に用いた審査判定の資料の取扱い)

第4条 過去に用いた審査判定資料及び概況調査については、審査委員会が当該審査対象者の状態を把握するための参考資料として用いることができるものとする。

(審査委員会への委員及び事務局以外の参加)

第5条 審査委員会は、審査判定にあたり必要があると認めるときは、審査対象者、その家族、主治医又は調査員等の意見を聞くことができるものとする。

(会議の非公開)

第6条 審査委員会の会議は、非公開とする。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。